

学習指導要領にみる英語音声教育の変遷

A Study of Changes in Phonetics and Phonological Instruction of English in Course of Studies

和田 あずさ

兵庫教育大学

Azusa WADA

Hyogo University of Teacher Education

Abstract

The purpose of this paper is to critically reviews the instruction of English pronunciation and prosody described in the course of studies from 1947 to 2009 in detail. In this paper, the following four viewpoints are provided: (1) the model of English was the language spoken by educated native speakers of American or British English and phonetics, and phonological features were all covered for a while after World War II, (2) objectives mainly concentrated on daily and practical language use from the late of Showa to early Heisei eras, (3) target models of pronunciation were specified as “standard English” and teaching and learning suprasegmental features become more valued than vowels and consonants as the general conceptions such as “English as an international language” or “English as a Lingua Franca” rose, and (4) the importance of drilling and continued teaching of pronunciation has also been emphasized in recent years.

1. はじめに

近年、急速に進むグローバル化への対応や国際社会で活躍できる日本人の育成を目指し、英語教育のあり方が活発に議論されている。他方、英音声教育については、明治期より繰り返しその重要性和困難さが指摘されており、今も多くの課題が残されている。例えば手島（2011）は、中学校や高等学校の現場では発音指導が十分になされていない現状を指摘している。また上田・大塚（2014）は、中学校の検定教科書において、扱われる音素にばらつきがあることや、強勢やリズムに関する記述が少ないことを明らかにしている。そして音声中心の指導を行う小学校についても、開始時期が早まっても学力や技能の向上に対して統計的に有意な効果は見られない（長谷川，2013；青木・井長，2016）という調査結果が示されている。しかし、2017年3月告示の小学校及び中学校の新学習指導要領が英語

教育拡充のために示した、「話すこと」領域の「やり取り」と「発表」への分化、小学校における外国語活動の早期化や高学年での教科化、中学校においても「授業は英語で行うことを基本とする」方針などが、これらの課題に対して十分に向き合っているとは言い難い。このような動向について、かつて上田(2011, p.30)は英語教育のイデオロギー的な側面を指摘し、「これまでおこなわれてきた音声教育を深く検証することもなく、画一的な教育を押しつけられることもある」と問題提起している。つまり、その折々の時勢で改革を進めるだけではなく、それまでにどのような課題とそれに対する取り組みがあったのかを丁寧に振り返る必要がある。また、現状の課題を深く理解するには、音声指導が十分でないとの認識がどのような教育課程によってもたらされたのか、あるいは英語教育に携わる教師がどのような音声教育を受けてきたのか、ということを探ることも重要である。そこで本稿では、初等中等教育の教育課程基準である学習指導要領に着目して英語音声教育を通史的な視点から検証する。なお、本稿は、『英語教育資料1:英語教育課程の変遷』(大村・高梨・出来・佐々木, 1980)と国立教育政策研究所の「学習指導要領データベース」(<https://www.nier.go.jp/guideline/>)を引用し、各学習指導要領は元号で記載することとする。

2. 先行研究

学習指導要領と教育目標や教育内容の関連についての歴史的変遷に着目した研究のうち、湯浅(1995)や内堀(2015)は、コミュニケーション中心の教育や実用能力の育成、国際理解教育の側面などを重視するに至る過程を検討している。また、英語音声教育に着眼点を置いた研究では、太田(2012)が、学習指導要領を「社会的動向と研究成果の集大成」(p.306)と捉え、1947年から2008年までの中学校学習指導要領の音声指導の位置付けを考察している。この研究で太田は、発音の「正確さ」が求から「流暢さ」や「適切さ」を重視する時代への変容の過程を捉えている。また太田は、84.4%が中学校で、75.6パーセントが高等学校で、それぞれ発音指導を「全く受けていない」または「ほとんど受けていない」と回答したアンケート調査の結果を報告している。そして竹野(2017)は、この度の学習指導要領改訂を迎えるにあたり、現行学習指導要領における発音指導の目標や内容の再検討を試みている。その中で竹野は、oral interpretationを行わせるという観点から、正しい英語発音によって音声と意味を結びつけることや、語や句のまとまり、文のイントネーションに力点を置いた指導を行う重要性を導き、コミュニケーション活動重視の英語教育における発音指導の大切さを指摘している。しかし、日本の英語音声教育の実際に迫るために初等中等教育を一貫して教育課程のあり方を俯瞰する研究は、管見の限り存在していない。以上のことから本稿では、新学習指導要領施行を迎えるにあたり、小学校から高等学校までを対象として、昭和22年版(試案)から平成20・21年版までの学習指導要領における音声教育の目標と内容を検討することで、日本の英語音声教育の変遷を総括的に議論する。

3. 学習指導要領の変遷における英語音声教育の変遷

3.1 昭和22(1947)年学習指導要領一般編・英語編(試案)

昭和22年版(試案)は、前年の米国教育使節団による教育の民主化の勧告と教育基本法および学校教育法の制定をうけて、旧制の中学校教科教授要件に代わるものとして戦後初めて文部省が試案として公示したものである。この試案の特質は、「経験主義的教育による民主主義への志向」(田中・水原・三石・西岡, 2011, p.48)とされる。この時、「義務教育に教科目は社会の要求と生徒の興味とにもとづいて編成されるべき」との視点から、英語は選択科目として設置された。

目標では、音声言語が第一次的な技能とされている。そのうえで、「聴き方」と「話し方」にて英語の音を聞き、忠実な模倣と反復を行うことや、「読み方」においても発音練習を行うこと、生徒の模範となるために教師が「自分の英語、特に発音をみがくべきである」ことが重視されている。さらに附録「発音について」では、日本語と英語が異なる音韻体系を持ち、日本語にない英語音は習得が難しいことや、特にアメリカの発音に習熟することが留意として挙げられ、イギリス英語とアメリカ英語の発音の特徴と日本語の発音との違いなどがまとめられている。

昭和22年版(試案)の特徴は、音声指導を第一義的に重視し、日本語との相違を含めた英語発音の仕組みへの理解と、模倣と反復による正しい発音の習得が目指されていることである。また、教師が英語音声の知識・技能に習熟していることが求められている。目標となるモデルとしてアメリカ英語を挙げているのは、英語を用いる諸外国の中でもアメリカとの関わりが強かったという当時の情勢によるものであると考えられる。一方で、「英語は世界を知る窓といってもよいであろう」「英語を学ぶということは、(中略)我々の心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように働かせることである」「英語を通じて、われわれは英語を話す国民のことを自然に知ること(information)になるとともに、国際親善を増すことにもなる」などの記述から、言語を通じた他者理解、国際理解などの観点が英語教育の意義として見出されていることがうかがえる。

3.2 昭和26(1951)年中学校高等学校学習指導要領(試案)

新学制に間に合わせるために短期間で作成することを余儀なくされたことで、わずか28ページの大綱を示すにとどまったことや、英語専攻の教師の不足から、前試案は当初からより詳細な記述に改められる必要性を内在していた(大村他, 1980, p.198)。そのため、科目の本質と学習指導についての「英語教師に実際の役にたつ資料」として、また「日本語を読めない外人教師にも役だつ」ために、日英両言語で759ページにわたって目標と内容、学習方法などを詳述したものが、1951年改訂の試案である。この改訂では、英語教育課程が独自の目標を持っているのではなく、中等教育の目標から導かれる項目のみが英語教育課程の目標として採択されるべきとされた。また、英語の機能的・言語的側面と教養的側面は、各々が独立し、どちらかが優先されるのではなく、教育を行う便宜上時間や順番の点で区別されていることと、教養的側面が従来以上に強調されるべきであるものの、機能的・言語的側面なくして教養的側面の育成は成立しえないとの見解が示された。

昭和26年版(試案)でも、中学校では聴覚と口頭の技能と構造形式の学習が最も重視されている。機能上の目標は、英語を聞いてわかる技能と口頭で表現する技能を発達させること、そしてこれらの技能が中学校において実用的価値があり、高等学校やそれ以降において「健全な基礎として役だつ」ものとなることである。高等学校では、「中学校の基礎の上に、生徒および地域社会の必要および関心に応じて異なる技能を重視し、聞き方・話し方・読み方および書き方に熟達するのに役だついろいろな学習経験を通じて、『ことば』としての英語について、技能および知識を発達させる」ことが目標

となっている。指導すべき英語の性質は、伝達手段としての受容性と効用性によって決められるものであるとしたうえで、「受け入れられるものであるためには、教育をうけた英語国民のことでなければならぬ」と述べられている。また、英語は国際的な言語であることにも触れ、生徒に期待される最低の基準は、「生徒が大して困難なしに自己を理解させるようになること」あるいは「生徒の発音と語調が誤解を防ぐにじゅうぶんな正しいものであるべき」としている。

学年別の特殊目標のうち音声教育に関連する内容は、「主として口頭に関するもの」と「主として読み方に関するもの」に分類される。前者には、「英語と日本語との著しい相違についての知識」「例にならって英語の音を発する能力」「正しい抑揚・強勢およびリズムを使う能力」「適当な速さですらすら話す能力」のほか、日常会話、歌、散文や韻文の暗唱、朗読、劇、説明・紹介、スピーチ、対話、演説、討論、会議などを行う能力が含まれる。また後者は、「発音記号を読む能力」「文字を見てわかり、文字の音を聞いてわかる能力」「口頭で学んだ語の音が、印刷してある語と同じであるかどうかわかる能力」「理解しながら、英語らしく音読する能力」などである。加えて付録の「発音記号・抑揚符および連音の諸問題」では、アメリカとイギリスの英語を比較しながら、発音記号、英語音の記述、アクセント符と抑揚符、音の長さ、音の接続と語の連結、リズムと文のアクセントとの関係、単語の強形（アクセントがある場合には各母音で発音される）と弱形（アクセントがない場合には曖昧母音/a/で発音される）、単語の強形弱形一覧表という、音声学・音韻論の学理が示されている。

これらを踏襲しつつ、高等学校の教育課程再編に伴い、1955（昭和30）年に高等学校に関する部分のみ改訂が加えられた。英語を中学校から継続して履修する場合と高等学校で初めて履修する場合の両方で、「聞き方」と「話し方」の分野では、「読み方」よりもやさしい言語材料を用いて、英語の発音、アクセント、強形、弱形、くぎり、抑揚、リズム、速さなどに慣れさせるとともに、様々な話し方による英語の聞き方や話し方、発音記号などを指導するとされている。また発音については、イギリス式とアメリカ式、いずれであっても標準的な発音を指導すると記されている。

英語教育に携わるあらゆる教師に対し、ParmerやKrappを引用しながら指導すべき英語の性質を音声学的な知見から示しつつ、体系的かつ網羅的な教育内容、指導法、教材を提供したことが、この試案最大の特色である。また、英語教育における機能的・言語的側面と教養的側面の関係を整理し、それらは二項対立の関係にあるのではなく、不可分的かつ段階的な育成が目指されることを明示し、英語が特定の母語話者のものではない点にも触れながら、コミュニケーションを困難なく成立させるために発音指導が重要であることを記している。そして、口頭に関することや読むことの中で、「無言の同化が表現に先行しなければならない」とし、教師は不自然な区切りや強調を用いず、音の流れとして自然で、適切に意味や意図を伝える英語を話し、生徒に聞かせなければならないと述べている。これらの点で、現在の英語教育や音声教育の方向性に関する議論にも大きな示唆を与えるものである。

3.3 昭和33（1958）年中学校学習指導要領・昭和35（1960）年高等学校学習指導要領

日本が戦後初めて独立国として自主的な全面改定を行い、教育関連法令を補助する告示として学習指導要領は実質的な法的拘束力を有するようになったのが、昭和33・35年版である。基礎学力低下や「はい回る経験主義」への批判と系統主義への転換から、中学校では学年ごと、高等学校では科目ごとの目標と内容となったのが大きな特徴の一つである。

中学校の目標は「外国語の音声に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う」ことである。そのうえで第1学年は、「英語の発音、アクセント、初歩的な抑揚などに親しませ、聞くことや話すことに慣れさせる」ことが目標となっている。言語材料に関しては、現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音によること、第1次アクセント（単語の中で最も強く発音される音節）を用いて話し、読むことができるようになること、下降調および上昇調を用いて話し、読むことができることが挙げられている。第2学年や第3学年は、これらの学習経験を基礎としてさらに知識や技能を習熟させていくものとされる。指導上の留意には、基本的な文型や語、平易な英語の歌を用いて英語の音声に慣れさせること、英語特有の発音を指導する補助的な手段として万国音標文字のうち必要なものを提示してもよいこと、暗記、暗唱は、運用度の高い言語材料を精選し、できるだけ回数を重ねて行うことが挙げられている。発音記号については、第2学年の言語材料として、見て発音できるようになることが加えられているが、発音を聞かせてこれを発音記号で書かせることは避けることとされている。その他、第2学年で「英語の学習にかなり個人差が現れてくる段階であるが、学習の遅れている生徒には基本的な事項を徹底させるとともに、学習の進んでいる生徒にはいっそう能力を伸ばさせるようにくふうする」、第3学年で「この段階の生徒はとかく音声をおろそかにしがちであるから、正しい音声でつとめて英語を話し、読ませる機会を作る必要がある」という留意が列記されている。そして、音声から文字の領域へと段階的に重点を置き、音声指導の補助的な手段として、各種音声機器を利用することが望ましいと述べられている。

一方高等学校では、「外国語の音声に習熟させ、聞く能力および話す能力を養う」ことが教科の目標となっている。各科目の言語材料は中学校と同じく運用度の高いものを扱うこととし、語の発音、強形、弱形、アクセントや文のくぎり、抑揚、リズム、速さなどに習熟させることが求められている。指導上の留意事項は中学校とおおむね共通しているが、より発展的な内容として、英語Aの読むことの領域において発音と綴りの関係に十分慣れつつ直接英語を理解する能力を養うために平易な英語の多読が推奨され、英語Bの音声および語法の指導に際して、必要に応じて日本語と英語の相違に注意させることが加わっている。なお、外国語科が「すべての生徒に履修させる教科・科目」となったことから、英語Aに「英語をはじめ履修させる場合」に関する特記がある。

昭和33・35年版は、昭和26年版（試案）の内容を踏襲しつつ、より端的な記載となっている。そのうえで他の年代と大きく異なるのは、人格陶冶や国際理解に関する文言が、中学校学習指導要領の指導上の留意における「英語を通して英語国民についての基礎的な理解を得させることはたいせつであるが、風物や制度などの説明に深入りしないようにするとともに、英語学習の結果英語国民に対する偏見をもつことのないように努める」のみであることである。また、各学齢における発達段階によって、音声指導に関する留意が異なることを明確に記述している点も挙げられる。これらのことから、音声指導の系統性が最も色濃く表れている学習指導要領であるといえる。

3.4 昭和44（1969）年中学校学習指導要領・昭和45（1970）年高等学校学習指導要領

高度経済成長路線の推進と教育課程改善の観点から「教育の現代化」が求められた一方で、熾烈なテスト至上主義を是正することから、昭和44・45年版では、基礎基本の重視と「調和と統一」のとれた人間形成が重視された。昭和33・35年版との大きな違いは、外国語科としての目標を掲げたうえで、各技能や観点の目標を述べている点、言葉を総合的なものとして捉え、言語材料を後述し、言語活動

の中に「聞くこと、話すこと」「読むこと」「書くこと」の各領域を位置付けたことであった。言語活動という用語は、この改訂によって初めて示された。

中学校の目標は「外国語を理解し表現する能力の基礎を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう」こと、このために「外国語の音声および基本的な語法に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う」ことである。そして、身近なことについて初歩的な英語を用いて聞くことや話すことができるようになることが、各学年の目標である。また、第2学年では、国際音表文字の読み方を指導してもよいとされている。言語材料は、「現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音」「文の抑揚のうち、下降調および上昇調」「文における基本的なくぎり」「文における基本的な強勢」「語のアクセントのうち、第1次アクセント」の5項目が挙げられている。

高等学校では、「外国語を理解し表現する能力を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう」ために、「外国語の音声、文字および基本的な語法に慣れさせ、聞き、話し、読み、書く能力を養う」となっている。高等学校では、外国語科は選択教科に改められ、高等学校への進学率上昇と生徒の特性や学習内容の需要の多様化により、科目が細分化されている。初級英語の目標は、「英語の音声および初歩的な語法に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う」ことである。一方英語Aでは、「英語の音声および基本的な語法に慣れさせ、聞き、話す基礎的な能力を養う」とあり、「発音、文の抑揚のうち下降調および上昇調、文における基本的なくぎり、文における基本的な強勢および語の第1次アクセントにいつそう慣れさせるようにする」とことと「国際音標文字の読み方を指導してもよい」ことが、初級英語との違いである。英語Bは「聞き、話す基礎的な能力を伸ばす」という点で、英語Aの発展的な科目である。そのため、発音記号は「国際音標文字の読み方を指導することが望ましい」と異なる扱われ方になっている。英語会話に関しては、「英語の音声および基本的な語法に慣れさせ、会話を行なう基礎的な能力を養う」とされ、日常会話において基本的なものの中から中学校で扱った連語以外や現代の標準的な英語の中で英語A、Bの言語材料よりも「やや進んだものを加えてよい」となっている。各科目の言語材料は、中学校と共通の5項目である。

昭和44・45年では読むことの中に物語や劇、詩などの音読が含まれるものの、身近なことについての会話やスピーチ、対話等の形式が取り上げられるのみである。実用的な英語、知識・技能の日常場面での活用を重視する方向性の萌芽は、この頃からすでにうかがえる。また、国際理解の観点について再び目標の文言に含まれていることから、教養的な側面がより重視される転機ともなっている。

3.5 昭和52(1977)年中学校学習指導要領・昭和53(1978)年高等学校学習指導要領

「教育の現代化」路線や過度の学力競争によって学校の荒廃化が問題となり、昭和52・53年版では、「ゆとりと充実」を標榜し、人間性重視と全人教育としての教育課程へと大きく転換した。基準の大綱化と弾力化、教育内容の精選、教師の自発的な創意工夫と選択制の強化が重視され、基礎的・基本的事項を見直し、教育内容や授業時数を削減することで学習内容を確実に定着させつつ、各学校や教師の創意工夫のもと、豊かな人間性を育むことが求められた。特に、高等学校では生徒の能力や適性の把握と伸長に努め、習熟の程度に応じて弾力的な学級の編成をすることや、生徒の実態に応じて適切な配慮と指導を行うことなどが要請された。そして、初めて教育課程編成における各教科・科目の標準単位数表中の記載が英語に限定され、英語以外の言語や、専門学科の開設教科としての英語については、設置者が標準時間数を定めることができることとされた。なおこの改訂にあたっては、外

国語の習熟は累積的な性格を有していること、そのよりいっそうの習熟と、コミュニケーションの手段としての言語をより重視することが示された一方で、従来あった題材の形式そのものが削除された。

中学校の目標は、「外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養うとともに、言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やものの見方などについて基礎的な理解を得させる」ことである。そのうち「聞くこと、話すこと」は、初歩的な英語を用いて、「簡単な事柄を聞いたり話したりする」(第1学年)、「事柄の概要をとらえながら聞いたり話したりする」(第2,3学年)ことができることとなっている。また、第1学年の「読むこと」において、「はっきりした発音で正しく音読すること」「文の内容を考えながら音読したり黙読したりすること」「文の内容を理解して、内容が表現されるように音読すること」が加わっている。言語材料では、「現代の標準的な発音」「文の基本的な音調」「語のアクセント」という記述の変更が見られる。

科目再編が行われた高等学校において、音声に関する内容を扱うのは英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語ⅡA(主に「聞くこと、話すこと」)、英語ⅡB(主に「読むこと」)である。外国語科の目標として「外国語を理解し、外国語で表現する能力を養うとともに言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やものの見方などについて理解を得させる」ことが掲げられ、英語Ⅰの目標である「事柄の概要や要点をとらえながら英語を聞き、話し、読み、書く基礎的な能力を養うとともに、英語を理解し英語で表現しようとする態度を育てる」という趣旨は、他の科目にも通底している。高等学校の「読むこと」領域でも、中学校同様発音と内容を適切に表現する読み方への言及がされ、「実際の音声指導の補助として、発音表記を用いて指導することが望ましい」と述べられている。

昭和52・53年版は、ゆとりと創意工夫のある教育課程編成ができるよう、より簡素な内容の記載となっている。そして、「コミュニケーション手段としての英語」や教養的側面がいっそう強調される。一方で、発音に気を付けて音読することや、内容を反映した音読を行うことが明記されたことで、音声と意味とのつながりを音読によって指導する方針も改めて示されている。

3.6 平成元(1989)年中学校・高等学校学習指導要領

平成元年版の特徴は、昭和52・53年版の「ゆとり」路線を継承しつつ、関心・意欲・態度を重視し、変化の激しい社会の中で生涯学び続けるための基礎となる「自己教育力」の育成を理念とする「新学力観」に基づいている点である。基礎・基本の重視、個性の伸長、文化と伝統の尊重と国際理解の推進が掲げられ、その具体的項目の一つとして外国語教育が位置付けられた。その他の大きな変化としては、言語活動の音声に関する領域が「聞くこと」と「話すこと」に分化したことが挙げられる。

中学校の目標は、「外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う」とされている。学年ごとの目標では初歩的な英語を用いることとされ、「身近で簡単なこと→話し手や自分の考え」、「親しむ→慣れる→習熟する」、「興味→意欲→積極的な態度」という段階的な発達の流れが示されている。また言語活動には、「語句や文の意味を正しく聞き取る」「語句や文をはっきりと正しく言う/音読する」「文の内容が表現されるように音読する」、「自然な口調で話されたり読まれたりする文や文章の内容を聞き取る」「まとまりのある文章の概要や要点を聞き取る」「話そうとすることを整理して、大事なことを落とさないように話す」などが挙げられている。言語材料に関しては、記載順序が入れ替わった以外の変更はない。

高等学校では、「外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める」ことが目標となっている。4技能をバランスよく育成する英語Ⅰ、Ⅱに加えて、言語活動の領域別に細分化された科目が新設されたことが特徴的な点である。とりわけ、オーラル・コミュニケーション(以下OC)が段階的に3科目に設定されたことから、音声によるコミュニケーション能力の育成が重視する意向がうかがえる。「聞くこと」や「話すこと」、「読むこと」の音読に関する言語活動では、場面や目的に応じて内容を理解・表現することが求められている。さらに、言語材料については、「生徒の実態に応じて反復指導するなど、それらに習熟させる」ことが求められている。音声の指導に関連して、視聴覚教材を利用した指導への言及がある一方、発音記号に関しては「音声指導の補助として、発音表記を用いて指導するよう配慮する」となり、昭和53年版に含まれていた文言のうち、「実際の」が削除され、「望ましい」が「配慮する」と変更されている。OCでは、「自然な口調」「場面や目的にふさわしい表現」「感想、感情などを表わす効果的な表現」「確認や賛否などを表わす効果的な表現」「提案、主張、論証などを表わす効果的な表現」などの表現が加えられ、リーディングでは「内容に応じて適切に音読する」と表現が変わり、発音記号に関する記述も削除されている。

平成元年版では、国際化社会への対応と英語を用いたコミュニケーション能力育成がさらに重視されている。このことから、日常的な場面、説明、スピーチ、朗読、放送などの場面、レシテーション、スピーチ、ディスカッション、ディベートなどの場面などが再び例示されている。一方で、音声によるコミュニケーションは重視し、反復指導への回帰も見られつつも、全体の傾向としては内容理解に重きを置き、音声そのものに関する指導は相対的に少なくなっていることが読み取れる。

3.7 平成10(1998)年小中学校学習指導要領・平成11(1999)年高等学校学習指導要領

社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成を目指し、「生きる力」と「確かな学力」を掲げたこの改訂では、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長がさらに重視され、教育内容が厳選されるとともに、この学習指導要領の記述内容はすべての児童生徒に対して指導すべき最低限の範囲や程度であるとの方針が示された。一方、実践的な英語コミュニケーション能力の養成がすべての生徒に必要であるとの見地から、初めて中学校および高等学校において外国語科が必修となり、英語を履修させることを原則とすることが記載された。加えて、場面や状況に合わせて適切な表現を選択できるようにするという点から、言語の使用場面と言語の働きの観点から言語活動の取り扱いが記述された。

小学校については、教科等の枠を超え、各学校が創意工夫し、児童生徒自らが課題を設定し、よりよく問題を解決する力を育むための新たな教科外活動として創設された「総合的な学習の時間」の中で、国際理解に関する学習の一環として外国語会話等を行うことができるようになった。これについて総則では、「学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにする」との記述にとどまっている。しかし、次期改訂までには、ほとんどの小学校で、会話、歌やチャンツ、絵本、ゲーム、その他アクティビティなど、何らかの形で音声と体験的な活動を中心とする英語活動が実施されている。

中学校では「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う」と目標にあるように、主に音声面の言語活動が重視されている。「聞くこと」「話すこと」では「自

然な口調」という言葉を引き続き用いつつ、「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく聞き取ること」「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴に慣れ、正しく発音すること」と、具体的な記述がされている。言語材料では、「語と語の連結による音変化」「語、句、文における基本的な強勢」「文における基本的なイントネーション」の3点に変更が見られる。また、音声指導にあたり、発音練習などを通して言語材料を継続して指導すること、音声指導の補助として必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること、生徒の実態や教材の内容に応じて、情報・教育機器の有効活用やネイティブ・スピーカーなどの協力を得ることなどが留意として挙げられている。加えて、英語を使用する人々を中心とする世界の人々および日本人の言語や文化に理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高め、国際協調の精神を養う観点に配慮して、生徒の実態に応じて適切な教材を用いることとされている。

高等学校の目標は、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う」とある。指導上の配慮事項には、日常生活の身近な話題を扱うOC Iでは「リズムやイントネーションなど英語の音声的な特徴に注意しながら、発音すること」、幅広い話題について話し合ったりスピーチやスキットなど様々な形式で発表したりするOC IIでは「意図や気持ちを的確に伝えるために、リズム、イントネーション、声の大きさ、スピードなどに注意しながら発音すること」と述べられている。そして、言語材料は原則として現代の標準的な英語によるとしながらも「様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮する」「言語材料の分析や説明は必要最小限にとどめ、実際の場面でどのように使われるかを理解し、実際に活用することを重視する」などの但し書きが加えられている。一方、4技能の総合的な育成を目指す英語 I、IIでも、「リズムやイントネーションなど英語の音声的な特徴に注意しながら、発音する」「まとまりのある文章を音読したり暗唱したりして、英語の文章の流れに慣れる」など、新たな記述が見られる。さらに、リーディングにおける音読では、文章の内容に加えて、「自分の解釈が聞き手に伝わるように音読する」と変更されている。そして、用いる題材の形式は国際理解を深める観点から、説明文、対話文、物語、劇、詩、手紙などから適切に選択すること、音声指導の補助として、発音表記を用いて指導することができること、視聴覚教材や、情報・教育機器、母語話者の積極的な活用を通して生徒のコミュニケーション能力を育成することなどが留意点である。

平成10・11年版では言語の使用場面が、対象と目的によって、特有の表現がよく使われる日常的なやり取りの場面、生徒の身近な暮らしや社会に関わる場面、集団でのコミュニケーションの場面、多くの人を対象にしたコミュニケーションの場面、創作的なコミュニケーションの場面と示されるようになった。このように、多様な場面と媒体による自己表現や発信の機会が得られるようになったことが、音声指導の内容や方法にも反映されている。

3.8 平成20(2008)年小中学校学習指導要領・平成21(2009)年高等学校学習指導要領

2006年に教育基本法が改正されたことで、学校教育の目的が、人格の完成と国民としての資質形成と再定義された。これをうけて平成20年・21年学習指導要領は、「生きる力」路線を継承しつつ、その構成を「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」と示し、基礎的・基本的な知識および技能の習得、知識や技能を活用した思考力・判断力・表現力の育成、変化の激し

い現代社会において主体的に学び課題に取り組み続ける探究的態度、という3層の学力観を提示した。また、外国語教育の充実の観点から、小学校第5、6学年を対象として年間35時間行われる教科外活動である「外国語活動」が新設され、小中高一貫した外国語教育の展開が求められるようになった。

小学校の外国語活動の目標の柱は、「言語や文化について体験的に理解を深め」「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り」「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら」外国語を通じてコミュニケーション能力の素地を養うことである。そして、「外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと」が指導において肝要とされている。ただし、指導内容が必要以上に細部にわたったり形式的になったりしないことや、文字は補助的に用いることが留意とされている。また、指導計画の作成や授業の実施は学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が行うこととされたが、その負担を考慮し、母語話者や外国語に堪能な地域の人々などによる指導体制の充実や、視聴覚教材の積極的な活用などが述べられている。この記述は、中学校や高等学校にも共通している。

小学校での音声中心の指導を踏まえ、中学校では4技能の統合的な指導が求められる。その目標は「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」となっている。言語活動は平成10年版の内容に「自然な口調で話されたり読まれたりする英語を聞いて、情報を正確に聞き取ること」「自分の考えや気持ち、事実などを聞き手に正しく伝えること」「内容が表現されるように音読すること」が加わり、言語材料に変更はない。音声の指導については、「日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して（中略）言語材料を継続して指導する」「補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできる」とされている。

高等学校は「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」ことが目標である。音声教育は主に、4技能を統合的に扱うコミュニケーション英語基礎とコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、伝える能力の育成を重視する英語表現Ⅰ、Ⅱ、会話に焦点化した英語会話の中で行われ、リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさ、内容の展開などに注意しながら聞いたり話したりすることが言語活動に含まれている。内容理解を重視する方向性そのものは、H10・11年版と大きな相違は見られないが、聞き手に伝わりやすさへの配慮、実践的な場面設定の重視、「授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする」ことなどが追記されている。

平成20・21年でも、平成10・11年版の「多くの人を対象にした場面」と「創造的な場面」が統合され、「多様な手段を通じて情報などを得る場面」とされたほかは、平成10・11年版と共通の傾向がみられる。ただ、小学校で音声指導を行うことで、入門初期の負担を軽減するとともに、より累積的な指導が目指されている点では、音声指導がより手厚く行われるようになったといえる。

4. 英語音声教育の歴史的変遷に関するまとめ

このような学習指導要領の変遷は、音声教育に関する指導内容と言語材料の点から整理できる。

まず、指導内容について考察する。昭和22、26年版(試案)から昭和33年版にかけてでは、日本語との相違を含めた英語発音の仕組み、正しい抑揚、強勢、リズムなどは、模倣と反復によって習得されるものと捉えられている。このことと関連し、教師が英語音声の知識・技能の習熟が要求されている。また、これらの年代では多様な形式の題材を取り入れながら、様々な音声表現の仕組みと方法の「型」について学ぶ機会が提供されている。それに対して、昭和44・45年版以降は、国際理解とコミュニケーションの手段の側面が強化され、徐々に情報(事実、考え、気持ち)などの伝達と内容理解に焦点化されていったといえる。そして平成以降は、より日常的な場面で活用できることに主眼が置かれ、相手意識と目的意識のある発信を行う言語使用を授業内に取り入れることが求められていたといえる。一方、英語らしい音の流れを体感する様々な場面、反復練習や継続的な発音指導などについては、昭和22・26年版試案や昭和33・35年版との現代との共通性が見いだされる。

続いて、言語材料の変遷について振り返る。昭和22年版(試案)ではアメリカの発音の習熟が明記された一方で、昭和26年版(試案)では、アメリカ英語であってもイギリス英語であっても、「教育をうけた英語国民のことは」ないし「標準的な発音」をモデルとし、音声教育の目標は誤解されないための正しい発音と語調であると修正されている。また、昭和26年版(試案)や昭和33・35年版では、英語の発音、アクセント、強形、弱形、区切り、抑揚、リズム、速さを指導することとされており、音声学音韻論の要点が網羅されている。昭和44・45年版で、言語材料が「現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音」「文の抑揚のうち、下降調および上昇調」「文における基本的なくぎり」「文における基本的な強勢」「語のアクセントのうち、第1次アクセント」と修正されてからは、音声についてはこの5項目が現在に至るまで踏襲されている。ただ、昭和52・53年版にて「イギリスまたはアメリカの」という文言が削除されたことは、世界の多様な英語の存在を許容する姿勢を示すものとして、大きな転換である。また、平成10・11年版以降では、これまでに明記されてこなかった「語と語の連結による音変化」に触れられ、音声の継続的な指導の必要性が指摘されていることも重要である。これ以降、主として分節音(音素)の発音については日本語との違いに焦点化され、リズムあるいは強勢やイントネーションなどの超分節的要素が英語の音声的な特徴としてより重視されているといえる。

以上を総括すると、戦後まもなくにおいては音声指導の重要性が現在以上に説かれ、学理学説に基づく体系的な教育内容と、模倣と反復による習熟が目指されていたが、多様な英語を受容する趨勢を経て、現代では、日本語と英語の音声の違いに「気付くこと」や「分かること」は重視しつつ、内容を理解し伝達できることを重視する一方で、演繹的な指導から帰納的な指導へと変容し、より「英語らしく発音できること」からは一定の距離を保っているといえる。現代においても意味内容を適切に伝えるために音声指導は大切なものであると認識されているが、多様な英語の受容、国際共通語としての英語などの価値観だけでなく、教育課程編成のあり方や学力論など、学校教育全体のあり方が議論される中で、扱う内容と時間に反映される相対的な重要度に軽重が生じているといえる。

最後に、初等中等教育で音声指導がいかに連携・接続しているかについてまとめる。どの段階でも、入門期においては音声を主体とする指導が行われ、高等学校の各科目において発信を主体とし、より帰納的な指導へと発展していく。しかし、コミュニケーション、とりわけ話すことを重視した昨今の情勢の中では、初期段階から発信や表現など、アウトプットの活動が取り入れられることで、インプット量の相対的な減少と、英語音声の特徴に対する系統的な指導が行われづらい点への懸念がある。

5. 結び

以上本稿では、学習指導要領の音声教育に関する内容に焦点化してその変遷を辿ることで、どのように音声が学ばれるべきか、そして音声の「英語らしさ」やモデルとすべき英語がどのようなものであると捉えられてきたかの把握に努めた。学習指導要領は、法的拘束力を持った学校教育の大綱として位置付きながら、学校および教師が児童生徒の実態に応じて内容を解釈し教育課程編成や授業実践を行うことを保証しようとしてきた。その一方で、太田(2013)が指摘するように、国際共通語としての英語という概念が英語音声教育にも影響を与え、「正しさ」から「適切さ」や「通じやすさ」への志向が高まる中、現行学習指導要領では「現代の標準的な発音」という抽象的な表現にとどまっている。日本語母語話者にとってどのような音声を学ぶことが「通じる英語」につながるのかは、音声学・音韻論の領域における概念整理と実証研究から少しずつ明らかになっているところであるが、さらなる研究の蓄積で「通じる英語」の構成要素が明示される必要があるだろう。一方、本稿での試みは、「これまで音声指導を受けていない」という学習者や英語音声教育に携わる教師の知識や技能および信念を形成する教育歴の把握の一助を提示するものとなる。英語音声教育の本質と教師や学習者という現場の実態を融合させた議論をさらに具体的に深めていくことが、今後の課題である。

引用文献

- 青木基容子・井長洋(2016)。「小学校での英語学習経験が中学入学後の英語学習に及ぼす影響について」『中等教育研究紀要』62, 43-58. doi: 10.15027/40427
- 上田功(2011)。「はじめに」『音声研究』15, 29-30. doi: 10.24467/onseikenkyu.15.1_29
- 上田洋子・大塚朝美(2014)。「中学校英語検定教科書における音声指導項目の分析：新旧学習指導要領での扱いの変化について」『大阪女学院大学紀要』10, 1-15.
- 内堀智恵(2015)。「日本の英語教育：中学校学習指導要領の分析」『東京女子大学言語文化研究』23, 16-35. <http://opac.library.twcu.ac.jp/opac/repository/1/5695/>
- 太田かおり(2012)。「英語科教育における音声指導のすすめ—学習指導要領(外国語編)は『音声教育』をどう取り扱ってきたか—」『日本教育学会大会研究発表要綱』71, 306-307.
- 太田かおり(2013)。「日本の英語教育における盲点—音声教育の現状と課題—」『九州国際大学国際関係学論集』8, 37-69.
- 大村喜吉・高梨健吉・出来成訓・佐々木輝夫(1980)。「英語教育史資料1：英語教育課程の変遷」東京：東京法令出版.
- 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」
<https://www.nier.go.jp/guideline/>
- 竹野茂(2017)。「学習指導要領に基づいた発音指導の観点」『宮崎公立大学人文学部紀要』24, 61-73.
- 田中耕司・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵(2011)『新しい時代の教育課程』第3版, 東京：有斐閣.
- 手島良(2011)。「日本の中学校・高等学校における英語の音声研究について—発音指導の現状と課題—」『音声研究』15, 31-43. doi: 10.24467/onseikenkyu.15.1_31
- 長谷川修治(2013)。「小学校英語の開始学年と指導形態の及ぼす効果：熟達度テストと意識調査によ

る比較検証」『JES journal』13, 163-178. doi: 10.20597/jesjournal.13.0_163

湯浅文子(1995)。「学習指導要領の改訂と高等学校英語教育—戦後から今日に至る英語教育の変遷を概観して—」『日本英語教育史研究』10, 11-25. doi: 10.11222/hisetjournal1986.10.0_11